



# 定期予防接種のお知らせ

予防接種を受けることで、病気にかかることを予防したり、病気にかかって  
 も重い症状を防いだりできる場合があります。  
 感染症などから赤ちゃんやお子さんを守るため、予防接種を受けましょう。

☎すこやか生活課 感染症対策係 ☎(598)5711 ☎(582)1138

## 新妊婦向け RSウイルス感染症予防接種が始まります

RSウイルス感染症は、RSウイルスの感染によって引き起こされる呼吸器感染症で、特に生後6ヵ月未満の赤ちゃんは重症化しやすいとされています。妊婦がRSウイルスワクチンを接種することで、体内に抗体が産生され、胎盤を通して赤ちゃんに移行し、出生後の赤ちゃんをRSウイルスから守ることが期待できます。

☑県内の実施医療機関

※守山・野洲・草津・栗東市以外で接種を希望する場合は、事前申請が必要です。詳しくは、右記市庁をご覧ください。下表の医療機関での接種は事前申請不要。

大津市	しろやま赤ちゃんこどもクリニック、浮田クリニック、こんどう小児科、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院、竹林ウィメンズクリニック
近江八幡市	近江八幡市立総合医療センター
湖南市	野村産婦人科

☑接種当日に本市に住民登録のある妊娠28週0日～36週6日の人

☑マイナ保険証(資格確認書)、母子健康手帳

☑費用は無料(全額公費負担)ですが、対象期間外の接種は全額自己負担になります。

・里帰りなどにより、県外の医療機関で接種する場合、接種後に予防接種費用の助成を行います(上限あり)。詳しくは、市庁をご覧ください。



市庁 RSウイルス感染症 予防接種



## 今年こそ「がん検診」を受けましょう

☎すこやか生活課 ☎・☎(581)0201 ☎(582)1138

令和6年度の市がん検診では、胃がん1件、大腸がん4件、子宮頸がん2件、乳がん18件が発見されました。ほとんどの人が早期がんで見られています。自覚症状のない今こそ、受診しましょう。各検診には、下記以外にも対象条件があります。対象条件や実施場所は、もりやま健康だよりまたは市庁をご覧ください。



ホームページ

4月～5月は予約がとりやすく、  
 受診のチャンスです

☑令和9年3月31日(水)まで

※大腸がん検診は5月1日(金)～令和9年2月27日(土)

検診	受診料	対象	
胃がん	胃部X線検査	2,000円	昨年度に胃内視鏡検査を受診していない50歳以上
	胃内視鏡検査	3,400円	
肺がん	胸部X線検査	40～64歳：1,000円 65歳以上：無料	同年度内に結核検診を受診していない40歳以上
子宮頸がん	頸部細胞診検査	1,500円	昨年度に受診していない20歳以上
乳がん	マンモグラフィ検査	40～49歳：2,000円 50歳以上：1,200円	昨年度に受診していない40歳以上
大腸がん※	便潜血検査(検便)	500円	40歳以上

## 子どもの定期接種

生後2ヵ月から予防接種が始まり、接種のタイミングは感染症にかかりやすい年齢などをもとに定められています。母子健康手帳で接種履歴を確認し、余裕をもってスケジュールを立てましょう。

☑県内の実施医療機関

※守山・野洲・草津・栗東市以外で接種を希望する場合は、事前に右記申請フォームへ。

17頁表内の医療機関での接種は事前申請不要。

☑接種当日に本市に住民登録のある子ども

☑マイナ保険証(資格確認書)、母子健康手帳、福祉医療費受給券(ある人のみ)

☑費用は無料(全額公費負担)ですが、対象期間外の接種は全額自己負担となります。

対象年齢や接種回数、接種間隔など詳しくは、もりやま健康だよりまたは上記市庁をご覧ください。

そのほか、下記の場合も費用の助成などを行います。

### ・里帰りなどで県外の医療機関で予防接種を受けたいとき (事前申請要・生後6ヵ月未満)

里帰りなどにより、生後6ヵ月未満のお子さんが県外の医療機関で接種される場合、接種後に予防接種費用の助成を行います(上限あり)。

☑予防接種を受ける約1ヵ月前までに右記申請フォームへ。

※手続きに時間がかかります。

### ・長期療養などで定期接種の機会を逃したとき(事前申請要・年齢制限あり)

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど、やむを得ず定期接種が受けられなかった場合、対象年齢を過ぎても定期接種として接種できます。

対象期間

長期療養などの特別な事情がなくなったと認められる日から起算して2年以内

対象となる予防接種

やむを得ず、対象年齢内に定期接種として受けられなかった種類のものに限る

☑予防接種を受ける前に上記へ。詳しくは、右記市庁をご覧ください。

### ・骨髄移植などで免疫が低下・消失したとき(再接種費用助成) (事前申請要・20歳未満)

骨髄移植などの医療行為によって、再接種の必要があると医師から診断された場合、再接種にかかる費用を助成します。

☑以下のすべてに該当する人

・再接種当日に本市に住民登録のある20歳未満

・骨髄移植などの医療行為によって、定期接種で得られた免疫が低下または消失したため、再接種の必要があると医師から診断された

助成額 全額助成(上限あり)

※骨髄移植などの医療行為を受ける以前に定期接種として接種していない予防接種は助成対象外

☑再接種を受ける前に上記へ。詳しくは、右記市庁をご覧ください。



市庁 子どもの予防接種



滋賀県予防接種 広域化事業 申請フォーム



予防接種県外実施依頼 申請フォーム



市庁 長期療養予防接種



市庁 骨髄移植後などの 再接種費用助成